

令和7年定例会  
予算決算常任委員会  
環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第14号 令和7年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）	1
2 議案第5号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）（環境生活部関係）	10
3 議案第74号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第8号）（環境生活部関係）	10
4 議案第41号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例案	14
5 議案第44号 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案	16
◎ 所管事項説明	
1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく 報告（環境生活部関係）	20

別冊 令和7年度 当初予算関連資料

令和7年3月13日

環境生活部



## 1 議案第 14 号 令和 7 年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）

（単位：千円、％）

施策番号	施策名	令和 6 年度 当初予算額 A	令和 7 年度 当初予算額 B	差引増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
3-2	交通安全対策の推進	74,299	62,947	▲ 11,352	▲ 15.3
3-3	消費生活の安全確保	72,724	79,504	6,780	9.3
4-1	脱炭素社会の実現	【1,004,874】 985,074	【1,981,288】 1,409,385	【976,414】 424,311	【97.2】 43.1
4-2	循環型社会の構築	839,666	960,513	120,847	14.4
4-4	生活環境の保全	911,209	703,287	▲ 207,922	▲ 22.8
12-1	人権が尊重される社会づくり	703,328	656,972	▲ 46,356	▲ 6.6
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	66,214	79,197	12,983	19.6
12-3	多文化共生の推進	86,033	99,706	13,673	15.9
16-1	文化と生涯学習の振興	4,135,392	3,415,660	▲ 719,732	▲ 17.4
当部主担当施策 計		【7,893,739】 7,873,939	【8,039,074】 7,467,171	【145,335】 ▲ 406,768	【1.8】 ▲ 5.2
(1-2)	地域防災力の向上	8,847	10,673	1,826	20.6
(3-1)	犯罪に強いまちづくり	7,449	【36,677】 7,677	【29,228】 228	【392.4】 3.1
(3-4)	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	374	386	12	3.2
(11-4)	水の安定供給と土地の適正な利用	1,375,269	1,325,186	▲ 50,083	▲ 3.6
(14-5)	誰もが安心して学べる教育の推進	900	540	▲ 360	▲ 40.0
(14-6)	学びを支える教育環境の整備	5,589,524	5,566,448	▲ 23,076	▲ 0.4
(15-1)	子どもが豊かに育つ環境づくり	3,397,694	【3,745,893】 3,744,569	【348,199】 346,875	【10.2】 10.2
(行政運営 1)	総合計画の推進	77,619	74,390	▲ 3,229	▲ 4.2
他部主担当施策 計		10,457,676	【10,760,193】 10,729,869	【302,517】 272,193	【2.9】 2.6
施策外	人件費等	2,487,882	2,507,911	20,029	0.8
環境生活部 合計		【20,839,297】 20,819,497	【21,307,178】 20,704,951	【467,881】 ▲ 114,546	【2.2】 ▲ 0.6

※ 施策番号の（ ）は、他部が主担当の施策です。

「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

令和 6 年度当初予算額の上段【 】は、令和 5 年度 2 月補正予算（その 2）含みベースです。

令和 7 年度当初予算額の上段【 】は、令和 6 年度 2 月補正予算（その 1）含みベースです。

## 令和7年度当初予算 債務負担行為（環境生活部関係）

【新規】

（単位：千円）

	事 項	期 間	限度額
1	三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	令和7年度～令和12年度	218,130
2	三重県総合文化センター外部改修工事に係る契約	令和8年度～令和9年度	1,319,210
3	三重県総合文化センター各電気室動力盤更新に係る契約	令和7年度～令和8年度	161,754
4	三重県総合文化センター防犯カメラ設備改修に係る契約	令和7年度～令和8年度	84,742
5	総合博物館令和7年度企画展「化石・古生物展（仮称）」開催に係る契約	令和8年度	2,012
6	総合博物館令和8年度企画展「まつり展（仮称）」開催に係る契約	令和7年度～令和8年度	5,719
7	美術館令和8年度「榊莫山展（仮称）」開催に係る契約	令和7年度～令和8年度	660
8	美術館令和8年度第2期企画展開催に係る契約	令和8年度	8,910
9	三重県環境学習情報センターの指定管理に係る協定	令和7年度～令和12年度	199,685
10	三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託に係る契約	令和8年度	2,000
11	県有施設太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）に係る契約	令和8年度	126,700
12	大気汚染自動測定機器保守管理業務委託に係る契約	令和7年度～令和10年度	231,000
13	クラウド型地下水位等監視システム構築委託に係る契約	令和8年度～令和12年度	1,211
14	生活排水処理アクションプログラム策定業務委託に係る契約	令和8年度	4,500
15	環境危機対応分析機器保守点検業務委託に係る契約	令和7年度～令和14年度	41,547

## 三重県交通安全研修センター指定管理者制度活用の方針

## 1 指定管理者の更新

平成 18 年 9 月 1 日から指定管理者制度を導入している三重県交通安全研修センター（以下「センター」という。）については、令和 8 年 3 月 31 日をもって第 6 期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新にかかる手続きを行います。

## 2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

## (1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

## (2) 施設の設置目的（役割）

センターは、幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進することを目的として設置しています。

## (3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

ア 交通安全教育をより効果的、効率的に県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていくこと。

イ 交通事故から身を守る理論（知識）を習得した上で、その理論（知識）を実践に結びつける能力（技能）を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ること。

ウ 専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設、設備の強みを生かした団体研修に特化し、研修受入者を増やすとともに交通安全教育の充実を図ること。

## (4) 施設の概要

ア 施設の名称 三重県交通安全研修センター（平成 7 年 5 月開設）

イ 所在地 津市垂水 2566 番地（三重県運転免許センターの 4 階に併設）

ウ 構造規模等

敷地面積（屋外施設） 12,821.63 m<sup>2</sup>

主な内訳 自転車コース 4,069.89 m<sup>2</sup>（平成 26 年 3 月改修）

自動車体験コース 8,572.24 m<sup>2</sup>

車庫 179.5 m<sup>2</sup>

延床面積（屋内施設） 1,339.00 m<sup>2</sup>

主な内訳 講習室、視聴覚室（平成 27 年 3 月改修）、シミュレータ室（平成 25 年 3 月改修）、体験学習コーナー（平成 26 年 12 月改修）、事務室、トイレ、通路

車両等 自動車 4 台（トラック 1、教習車 2、連絡車 1）、自転車 27 台、特定小型原動機付自転車 4 台、ペダル付き電動バイク 1 台

エ 利用料金 無料

**(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標）**

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

**ア 業務の内容**

- (ア) 交通安全教育の実施に関する業務
- (イ) 交通安全にかかる情報・資料の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) その他管理運営上必要と認める業務

**イ 成果目標**

(ア) 利用者数	毎年度	5,500	人
(イ) 指導者養成・資質向上講座受講者数	毎年度	2,000	人
(ウ) 高齢者講習受講者数	毎年度	600	人
(エ) 未就学児及び小中学生受講者数	毎年度	700	人
(オ) 利用者の満足度	毎年度	95	%

※ (イ)、(ウ)、(エ) は (ア) の内数

**(6) 指定の期間**

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

**(7) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額**

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額	218,130	千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）
（内 訳）毎年度	43,626	千円

**3 指定管理者の募集及び選定等に関する事項****(1) 募集の方法**

センターでは、広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的、効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

**(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点**

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、交通安全教育に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5名の委員で構成することを予定しています。

**(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方**

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
  - ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
  - ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。
- なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

令和7年5月	選定委員会委員のうち公募委員の募集
令和7年6月	選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定）
令和7年7～8月	指定管理者の公募開始、申請受付
令和7年10月	9月定例会月会議へ選定過程の状況を報告
令和7年10～11月	選定委員会による審査 指定管理者候補者の選定
令和7年11月	11月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出
令和8年1～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
令和8年4月	指定管理者による施設管理を開始

## 三重県環境学習情報センター指定管理者制度活用の方針

### 1 指定管理者の更新

平成20年4月1日から指定管理者制度を導入している三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）については、令和8年3月31日をもって第4期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新にかかる手続きを行います。

### 2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

#### (1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

#### (2) 施設の設置目的（役割）

センターは、県民の環境保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動を推進することを目的として設置しています。

#### (3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

センターが県民に開かれた環境学習の拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を図っていきます。

#### (4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県環境学習情報センター（平成11年8月開設）
イ 所在地	四日市市桜町3684-11
ウ 構造規模等	三重県保健環境研究所（鉄筋コンクリート造3階建）の1階に併設
展示ホール	402 m <sup>2</sup>
エコ宣言ステージ	90 m <sup>2</sup>
研修室	154 m <sup>2</sup>
分析実習室	100 m <sup>2</sup>
事務室	112 m <sup>2</sup>

#### (5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

##### ア 業務の内容

- (ア) 環境保全に関する普及及び啓発に関する業務
- (イ) 環境の保全に関する研修会、講習会の実施に関する業務
- (ウ) 環境に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (エ) 環境の保全に関する活動の促進及び交流に関する業務

- (オ) 施設等の維持管理に関する業務
- (カ) その他センターの管理運営上必要と認める業務

#### イ 成果目標

(ア) 環境教育参加者数	毎年度 20,000 人
(イ) 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	毎年度 10,000 人
(ウ) 環境学習地域リーダーの養成を目的とした講座受講者数	毎年度 1,500 人
(エ) 環境活動を協働した環境団体数	最終年度までに 25 団体
(オ) 講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合	毎年度 95%

#### (6) 利用料金制採用の考え方

センターの管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営をめざして、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

#### (7) 指定の期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

#### (8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 199,685 千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）  
 （内 訳）毎年度 39,937 千円

### 3 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

#### (1) 募集の方法

センターでは、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募し選定する予定です。

#### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、環境学習に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5名（予定）の委員で構成することを予定しています。

### (3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

### 4 今後の日程に関する事項（予定）

令和7年5月	選定委員会委員のうち公募委員の募集
令和7年6月	選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定）
令和7年7～8月	指定管理者の公募開始、申請受付
令和7年10月	9月定例会月会議へ選定過程の状況を報告
令和7年10～11月	選定委員会による審査 指定管理者候補者の選定
令和7年11月	11月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出
令和8年1～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
令和8年4月	指定管理者による施設管理を開始



## 2 議案第5号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）

（環境生活部関係）

## 3 議案第74号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第8号）

（環境生活部関係）

## 令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）の概要（環境生活部関係）

【一般会計】

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額			補正後の 予算額
			補正予算 第7号	補正予算 第8号	計	
総務費	生活文化費	6,725,675	50,450	▲319,286	▲268,836	6,456,839
衛生費	環境保全費	5,096,193	36,826	▲2,402	34,424	5,130,617
教育費	私学振興費	8,928,600	657	▲567,035	▲566,378	8,362,222
合 計		20,750,468	87,933	▲888,723	▲800,790	19,949,678

## 令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）主要項目（環境生活部関係）

（単位：千円）

款	項	目	細事業名	補正前 の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
総務費	生活 文化 費	生活 対策 費	人件費	1,254,747	26,205	1,280,952	人事委員会勧告に基づ く給与改定による増額
		国際 化対 応費	渡航事務費	107,825	6,426	114,251	人事委員会勧告に基づ く給与改定に伴う会計 年度任用職員の報酬及 び期末勤勉手当の支給 月数の改定による増額
衛生費	環境 保全 費	環境 総務 費	人件費	1,142,041	23,806	1,165,847	人事委員会勧告に基づ く給与改定による増額
			環境保全総 務費	57,110	2,998	60,108	人事委員会勧告に基づ く給与改定に伴う会計 年度任用職員の報酬及 び期末勤勉手当の支給 月数の改定による増額
教育費	私学 振興 費	私学 振興 費	私立高等学 校等就学支 援金交付事 業費	3,004,987	428	3,005,415	人事委員会勧告に基づ く給与改定に伴う会計 年度任用職員の報酬及 び期末勤勉手当の支給 月数の改定による増額

## 令和6年度三重県一般会計補正予算（第8号）主要項目（環境生活部関係）

【一般会計】

（単位：千円）

款	項	目	細事業名	補正前 の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
総務費	生活文化費	文化振興費	文化観光推進事業費	82,000	▲ 48,615	33,385	国補助金の不採択を受けた事業内容の見直しに伴う所要額の精査による減額
		人権施策推進費	人権センター管理運営費	331,537	▲ 28,006	303,531	本館棟屋上防水・外壁改修工事に係る所要額の精査による減額
		総合文化センター費	総合文化センター施設保全事業費	883,164	▲ 91,067	792,097	サブ受変電改修工事等に係る所要額の精査による減額
			総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	698,083	▲ 91,721	606,362	大ホール舞台照明調光設備改修等に係る所要額の精査による減額
		美術館費	美術館管理運営費	652,507	▲ 25,786	626,721	受変電設備改修工事等に係る所要額の精査による減額
			美術館展示等事業費	62,519	▲ 12,330	50,189	展覧会開催に係る委託料及び負担金等の実績減による減額
衛生費	環境保全費	環境総務費	環境保全基金積立金	531,409	206,368	737,777	基金に充当する産業廃棄物税等の収入見込額の増による増額
		廃棄物対策費	地域循環高度化促進事業費	251,713	▲ 29,408	222,305	県内の産業廃棄物排出事業者等に対する補助金の交付実績を踏まえた減額
		環境指導費	生活基盤施設耐震化等補助金	559,930	▲ 72,019	487,911	国交付金返還額（消費税相当額）の確定による減額

款	項	目	細事業名	補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正の概要
衛生費	環境保全費	環境指導費	浄化槽設置促進事業補助金	115,389	▲ 37,917	77,472	市町に対する補助金の交付実績見込み減による減額
			脱炭素社会推進事業費	819,827	▲ 33,778	786,049	事業所向け太陽光発電設備補助金の交付実績減による減額
教育費	私学振興費	私学振興費	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	299,685	▲ 43,495	256,190	高校生等奨学給付金の交付実績及び今後の見込みを踏まえた減額
			私立高等学校等就学支援金交付事業費	3,005,415	▲ 464,377	2,541,038	高等学校等就学支援金の交付実績及び今後の見込みを踏まえた減額
			私立専門学校授業料等減免補助金	164,379	▲ 50,371	114,008	補助金の交付実績及び今後の見込みを踏まえた減額

※「補正前の額」欄には、補正予算（第7号）の補正額を含む。

#### 令和6年度三重県一般会計補正予算（第8号）繰越明許費（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 生活文化費	総合文化センター管理運営費	64,900

【変更】

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
4 衛生費	6 環境保全費	脱炭素社会推進事業費	571,903	20,862	592,765
4 衛生費	6 環境保全費	環境試験研究管理費	240,030	50,256	290,286

#### 4 議案第 41 号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

##### 1 改正理由

語学指導等を行う外国青年招致事業の報酬額を国が見直すことに伴い、国際交流員及び外国語指導助手の報酬の額の改定を行うものです。

##### 2 概要

報酬の上限額を年額 432 万円（現行 396 万円）に改めます。

##### 【参考】

語学指導等を行う外国青年招致事業の報酬額は国が統一的に定めています。

##### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第四十一号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝 之

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年三重県条例第十  
 三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正  
 する。

改正後		改正前	
(報酬)	第二条 (略)	(報酬)	第二条 (略)
2	前項で定める報酬の額は、年額四百三十 二万円 <sup>〓</sup> の範囲内で、任命権者が知事と協議 して定める。	2	前項で定める報酬の額は、年額三百九十 六万円 <sup>〓</sup> の範囲内で、任命権者が知事と協議 して定める。
3 〓 5	(略)	3 〓 5	(略)

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指  
 導助手の報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 5 議案第 44 号 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

地域環境保全活動に関する事業に要する経費の財源に充てるため、基金の額及び積立ての規定等を整備するものです。

### 2 概要

三重県環境保全基金条例は、地域に根ざした環境保全活動に関する事業を実施するため、平成 2 年 3 月に制定されました。

本条例では、第 2 条において基金の額を 4 億円と定め、国補助金 2 億円及び県費 2 億円を基金に積み立て、その運用益を活用し、地域環境保全活動に関する事業を実施してきました。

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくため、地球温暖化対策に関する普及啓発や環境教育・環境学習など、地域環境保全活動に関する事業を一層推進していく必要があることから、その財源として基金原資である 4 億円を取り崩すことができるよう、条例を改正するものです。

#### 【参考】

三重県環境保全基金には、上記 4 億円のほか、廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理の推進に係る事業に要する経費の財源として、法人超過課税の一部及び産業廃棄物税を積み立てています。

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

第四十四号

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例

三重県環境保全基金条例（平成二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、次に掲げる額を積み立てるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(運用益金の処理及び使途)</p> <p>第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、<u>第二条第一号</u>及び<u>第二号</u>に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、前条に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。この場合において、<u>第二条</u>の規定により積み立てられた<u>同条第一号</u>に規定する額及びその運用から生じる収益として基金に編入された額に相当する額は前条第五号に規定する事業に要する経費の財源に、<u>第二条</u>の規定により積み立てられた<u>同条第二号</u>に規定する額及びその運用から生じ</p>	<p>(基金の額及び積立て)</p> <p>第二条 基金の額は、四億円とする。</p> <p>2 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、次に掲げる額を積み立てるものとし、当該積立てが行われた場合の基金の額は、積立て相当額が増加するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(運用益金の処理及び使途)</p> <p>第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、<u>第二条第二項第一号</u>及び<u>第二号</u>に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、前条に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。この場合において、<u>第二条第二項</u>の規定により積み立てられた<u>同項第一号</u>に規定する額及びその運用から生じる収益として基金に編入された額に相当する額は前条第五号に規定する事業に要する経費の財源に、<u>同項</u>の規定により積み立てられた<u>同項第二号</u>に規定する額及びその運用から</p>

<p>る収益として基金に編入された額に相当する額は前条第六号に規定する事業に要する経費の財源に充てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基金には、当分の間、予算の定めるところにより、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部の額を積み立てることができるものとする。</p>	<p>5 3・4 (略)</p> <p>5 附則第二項に規定する繰り入れた額の 一部の額に相当する額については第二條 の規定により積み立てられた同条第一号 に規定する額に相当する額を財源として、 予算の定めるところにより三重県財政調 整基金に積み立てることができると する。</p>	<p>生じる収益として基金に編入された額に相当する額は同条第六号に規定する事業に要する経費の財源に充てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基金には、当分の間、予算の定めるところにより、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部の額を積み立てることができるとし、当該積立が行われた場合の基金の額は、積立で相当額が増加するものとする。</p> <p>5 3・4 (略)</p> <p>5 附則第二項に規定する繰り入れた額の 一部の額に相当する額については第二條 第二項の規定により積み立てられた同項 第一号に規定する額に相当する額を財源 として、予算の定めるところにより三重県 財政調整基金に積み立てることができ るとする。</p>	<p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p>
---	---	--	---

提案理由

基金を地域環境保全活動に関する事業に要する経費の財源に充てるため、基金の額及び積立ての規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町 238 他14法人	4,970,669 (R7.6)	私立高等学校等における 教育に係る経常的経費に 助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神 に基づいた特色ある教育 の向上への支援及び 保護者の経済的負担の 軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育費	私学振 興費	私学振 興費	私立学校振 興費
2	私学振興会退職 基金事業補助金	公益社団法人三 重県私学振興会 津市上浜町1丁目 293-4	142,010 (R8.3)	私立学校教職員への安定 した退職金の支給に係る 支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の退職 金事業への助成を行うこ とにより、その処遇の安 定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校の教 職員の処遇安定化への支 援は重要である。	同上	同上	同上	同上	同上
3	日本私立学校振 興・共済事業団 補助金	日本私立学校振 興・共済事業団 東京都文京区湯 島1丁目7-5	93,773 (R8.3)	私立学校教職員の長期共 済事業の安定した運営に 係る支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の長期 共済事業への助成を行 うことにより、その処遇の 安定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町330-5	269,893 (R7.6)	私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
5	私立専修学校振興補助金	学校法人 みえ大橋学園 四日市市浜田町13-29 他13法人	67,340 (R7.6)	私立専修学校における教育に係る経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	齋宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町 多気郡明和町馬之上945	19,357 (R7.4)	齋宮跡体験学習施設の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。	(目的・理由) 齋宮歴史博物館と一体となり齋宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている齋宮跡体験学習施設で実施する齋宮跡の効果的・効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 齋宮跡と齋宮歴史博物館、齋宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(齋宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文化費	齋宮歴史博物館費	齋宮歴史博物館費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	隣保館整備費補助金	四日市市 四日市市諏訪町 1-5	18,750 (R8.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
8	同上	伊賀市 伊賀市四十九町 3184	13,581 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目 37	14,133 (R8.3)	市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
10	隣保館運営費等補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,829 (R8.3)	市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
11	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	20,186 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	同上	津市 津市西丸之内23-1	71,820 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
13	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,218 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	14,738 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
15	隣保館運営費等補助金	伊賀市 伊賀市四十九町 3184	52,757 (R8.3)	市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
16	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	14,798 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
17	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	未定 (県内事業者)	25,000 (未定)	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発及び産業廃棄物を使った商品開発活動に要する経費について支援する。	(目的・理由) 県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発並びに産業廃棄物を使った商品開発活動を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 県内の産業廃棄物排出事業者による積極的な発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る取組は、持続可能な循環型社会の形成に寄与することに繋がるため、県による積極的な支援が必要である。	資源循環推進課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	資源循環システム構築事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
18	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	未定 (県内事業者)	225,000 (未定)	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置に要する経費を支援する。	(目的・理由) 県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 県内の産業廃棄物排出事業者による積極的な発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る取組は、持続可能な循環型社会の形成に寄与することに繋がるため、県による積極的な支援が必要である。	資源循環推進課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	資源循環システム構築事業費
19	ポストRDFに向けた施設整備等補助金	桑名広域清掃事業組合 桑名市多度町力尾字沢地4028	100,000 (未定)	RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対して支援する。	(目的・理由) ポストRDFに向けて必要となる施設整備等を支援することにより、RDF製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム ごみ処理が滞ることなく、円滑に処理されることが重要であり、RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制へ円滑に移行できるよう、必要となる施設整備等に対して支援する必要がある。	同上	同上	同上	同上	「ごみゼロ社会」実現推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
20	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	伊賀市 伊賀市四十九町 3184	10,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	資源循環 推進課	衛生費	環境保 全費	廃棄物 対策費	産業廃棄物 適正管理推 進事業費
21	三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助金	未定 (県内市町)	127,610 (R7.5)	県民が自ら所有し居住する住宅の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。	(目的・理由) 再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。	地球温暖 化対策課	同上	同上	環境指 導費	脱炭素社会 推進事業費
22	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費(PPA方式)補助金	未定 (PPA事業者)	39,000 (R7.9)	県有施設の屋根等にPPA方式による太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。	(目的・理由) 再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
23	海岸漂着物等対策事業補助金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目1-1	25,110 (R8.3)	市町等が自ら実施する海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策にかかる経費に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策の取組を支援することにより、美しい海岸の景観や自然環境の保全に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱	外部(不)経済 市町等が行う海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策の取組を支援することは、美しい海岸の景観や自然環境の保全に寄与する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水環境保全対策費
24	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	19,870 (R8.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
25	浄化槽設置促進事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	12,492 (R8.3)	単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/4~1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	同上	同上	同上	同上	生活排水対策費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
26	浄化槽設置促進事業補助金	伊賀市 伊賀市四十九町 3184	14,252 (R8.3)	単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/4~1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費